

「多自然型川づくり」レビューに向けて

国土交通省 河川局 河川環境課長 久保田 勝

1. はじめに

平成2年、当時の建設省河川局から『多自然型川づくり』の推進について」という通達が出された。多自然型川づくりを河川行政の施策として正式に位置付け、河川改修において生態系・自然景観へ配慮していくことが目的であった。多自然型川づくりの定義（理念）として次のように書かれている。

「『多自然型川づくり』とは、河川が本来有している生物の良好な成育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する事業の実施をいう。」

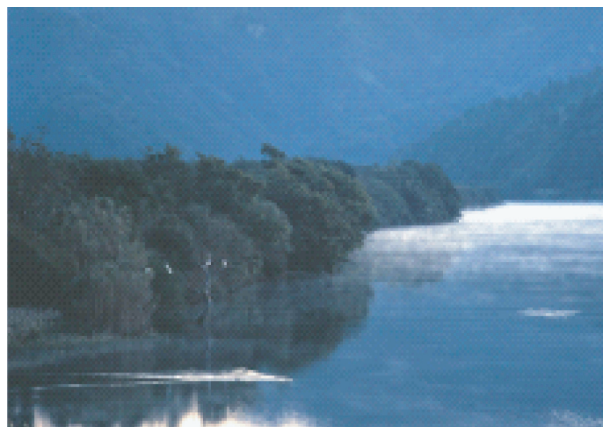
上記の理念に基づき平成2年当時はパイロット事業として始まった「多自然型川づくり」も15年が経過し、現在は災害復旧も含め、全ての河川整備は多自然型川づくりを基本とし、これまでに数多くの事例が積み重ねられてきた。そこで、多自然型川づくりが始まって15年経過した今、川づくりがどのように実施されてきたか、通達を作った当時に意図していた川づくりが進んでいるのかを振り返る。

2. 多自然型川づくりのあゆみ

多自然型川づくりは、当初、モデル事業として始められ、代表的な河川において先進的な取り組みとして行われた。多自然型川づくりが始まった当初は、工事の実施にあたって低水護岸など水際に着目し工法を選定したが、しだいに工事区間において河畔林や瀬・淵、ワンドなどの要素を空間的に如何に配置するかという、多様性のある河川空間の整備・保全へと多自然型川づくりの視点も広がってきた。また、数キロにわたる河道計画の立案にあたって河川全体を多自然化することを念頭に置いた北川のような事例（写真－1）もみられるようになった。さらには、多摩川の礫河原の再生や鉦路湿原の再生のように土砂移動や物質

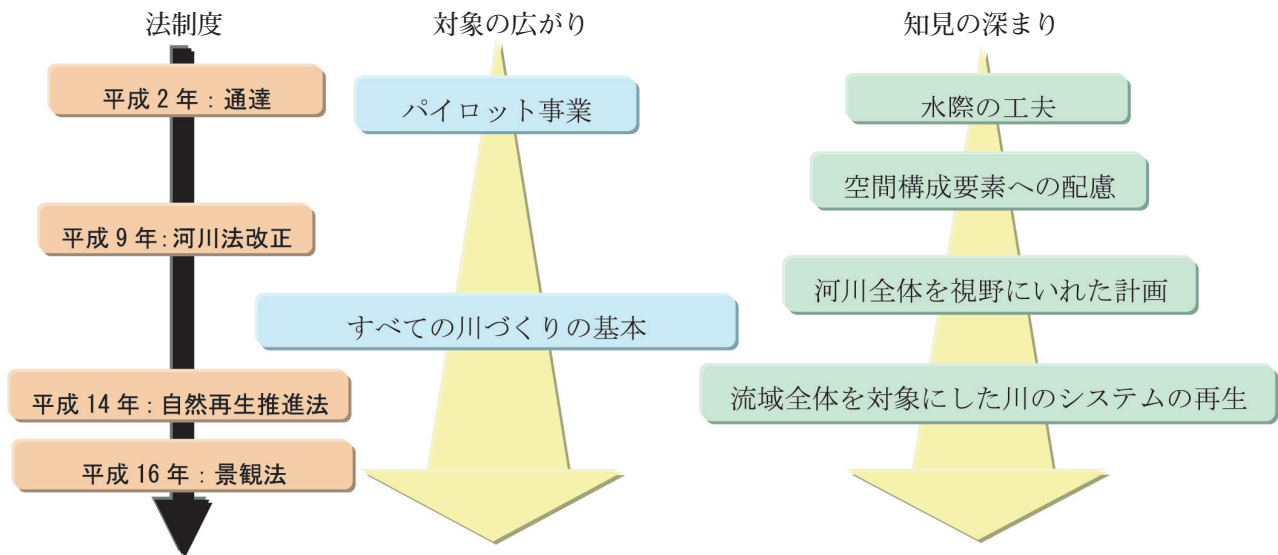
循環といった流域全体を視野に入れた自然再生も全国各地で実践されるようになってきた。このように、最先端の事例においては、この15年間で多自然型川づくりの視点も大きく広がりを見せている。

また、この15年間には、平成9年の河川法改正によって河川環境の整備と保全が河川管理の目的として明確に位置付けられるとともに、平成14年の自然再生推進法、平成16年の景観法など、関連する法制度が整えられた(図－1)。さらには、河川生態学術研究会や応用生態工学会、自然共生研究センターなどを中心とした学際的な研究の進展、市民と行政の協働による川づくり、全国多自然型川づくり担当者会議や川の日ワークショップなどを通じた情報交換、各種技術資料や事例集の発刊など、さまざまな成果が積み重ねられ、河川生態に関する情報や知見も蓄積されてきた。



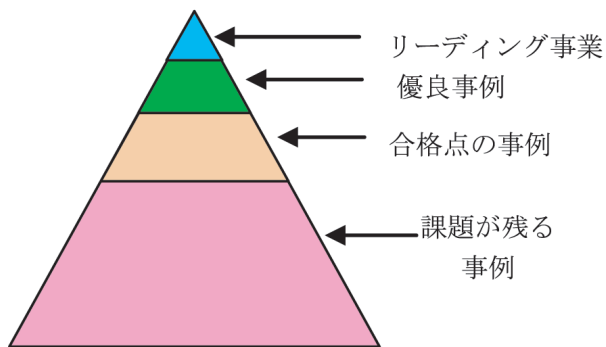
写真－1 北川（河畔林の保全）

しかしながら、現在に至っても、多自然型川づくりは特別な川づくりであるとの認識から抜け切れていない土木技術者も多いと思われる。また、先にも述べたようにこの15年間で多自然型川づくりの視点は大きく広がりをみせ、北川、鉦路川といった優良事例もあるが、未だに水際の工夫のみにとどまっている事例もある。現場の施工事例と



図一 多自然型川づくりの取り組みの流れ

しては課題が残る事例が多く、川づくりの平均点は決して高くない。



図二 多自然型川づくり施工事例状況

その原因としては、次のようないくつかの理由が考えられる。

(1) 技術的課題

現在の河川環境や目標とする河川環境をどのように設定し評価するか、河川環境がどのように変化するか等の手法が確立されていないという技術的課題がある。

(2) 制度・仕組みの課題

特に災害復旧時等で川づくりの計画策定が短期間に求められる場合もあり、十分に多自然化を考慮し

た計画策定ができないことや、多自然型川づくりに特に精通した土木技術者を育てる仕組みも十分ではないこと、多自然型川づくりについて適切にアドバイスを受ける仕組みがないこと等、制度・仕組み面の課題がある。

これらの課題を解決しなければ、本当の多自然型川づくりを推進していくことは難しい。

3. 多自然型川づくりレビュー委員会

国土交通省では、平成17年9月に「多自然型川づくり」レビュー委員会（委員長 山階鳥類研究所 山岸哲 所長）を設置して、多自然型川づくりの現状を検証し、課題並びに課題解決の方向性を議論しているところである。現在までに本委員会では「多自然型川づくりに関するこれまでの取り組み」、「多自然型川づくりの現状」等が議論され、平成18年3月までに、「今後の多自然型川づくり」の方向性について提言をいただく予定となっている。今後は、提言にもとづき早急に体制を整え、計画的に具体的施策を展開し、豊かな河川環境の実現に向けて取り組んでいくこととしている。